

須坂市農業委員会 令和7年5月総会 議事録

- 1 招集 令和7年5月30日(金) 午後3時
- 2 開会 令和7年5月30日(金) 午後3時
- 3 閉会 令和7年5月30日(金) 午後3時52分
- 4 場所 須坂市役所 議会第4委員会室

- 5 出席した農業委員 (14人)
出席した農地利用最適化推進委員 (6人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	丸山輝幸	推進委員	15番	小布施嘉雄
会長職務代理	13番	中村豊彦	〃	7番	春原 博	〃	16番	竹前清孝
農業委員	1番	返町俊昭	〃	8番	原千賀子	〃	17番	丸山雅之
〃	2番	後藤文夫	〃	9番	小林 昇	〃	18番	吉田幸夫
〃	3番	湯本か代子	〃	10番	吉池寿一	〃	19番	小林郁雄
〃	4番	黒岩基之	〃	11番	勝山修一	〃	20番	増田光輝
〃	5番	山岸幸子	〃	12番	目黒孔一			

- 6 欠席した農業委員 なし
欠席した農地利用最適化推進委員 なし

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

報告第6号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画策定の要請について

8 農業委員会事務局職員

事務局長 北堀けさ江 局長補佐 長野寛 農地係主査 小林広明

9 須坂市説明員

農政係主任主事 小池祐希

10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会5月総会を開会いたします。
本日の会議につきましては、21番市川推進委員から遅延の連絡がありましたが、農業委員全員の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。
それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 ご苦労様です。早いもので5月も月末となりましたが、降雹により被害が発生しておりますが、また事務局からの報告もあります。万全の対策をおねがいたします。また、農作業も大変忙しくなってきた中と思いますが、5月総会にご参集いただきましてありがとうございます。

議長 5月提出分の3議案につきまして、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 それでは、議事に入ります。
最初に、議事録署名委員の指名を行います。
須坂市農業委員会会議規則第14条の規定により、4番黒岩基之委員、5番山岸幸子委員をご指名申し上げます。
それでは、議案第3号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について申請件数11件について、審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。ないようでしたら、農業委員さんで何か補足説明がございますか。
ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

議長 推進委員さんで質疑意見はございませんか。

委員 No.1ですが、中間管理機構を通じての利用集積をしていますが、3条の申請になった理由は何か。

事務局 賃貸人の強い希望によるものです。

委員 No.4について、借受人の今までの農業経営の状況はどの程度なのか。

事務局 前農業委員の指導や支援を受け、ぶどう栽培に従事してきた。今回自らの園地を借りて資格外活動許可を得て、農業経営に本格参入すること。妻も28H/週以上の活動ができる状態となっている。

委員 No.2, No.3の借受理由について「将来的に取得予定」という表現でよいのか。

事務局 本人の意向を記載したもので、経営規模は拡大を図りたいという意向である。

議長 ほかにありますか。ないようなので、農業委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。

議長 議案第3号の11件について許可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。挙手全員であります。

議長 よって、議案第3号の11件については許可と決定しました。

議長 次に、議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について申請件数2件について審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に、地区担当の推進委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

議長 ないようですので、地区担当の農業委員さんで何か補足説明がございますか。

委員 No.2について補足説明をしますと、該当店舗より900メートルほど離れているが、通勤時間帯での従業員車両の混雑を避けるためにも、店舗に近くないほうが適している。譲渡人は現在耕作もしていない。今後もする見込みのない農地となるところである。同店舗用の従業員駐車場は、まだ不足であり来月、他の農地についても申請を出すよう進めている。

議長 他に何かありますか。

議長 ないようですので、推進委員さんで質疑意見はございませんか。

委員 No.2ですが、店舗と駐車場申請業者との関係はどのようなものか。

事務局 駐車場整備にあたって、委託を受けた業者が譲受人となっている。

議長 他に何かございますか。

議長 内容ですので農業委員さんで何かございますか。

議長 ないようでありますので、採決いたします。
議案第4号の2件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長 挙手多数であります。
よって、議案第4号の2件については意見可と決定しました。

議長 次に、議案第5号のうち中間管理事業の推進に関する法第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について申請件数13件を議題といたします。
それでは事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 次に農業委員、推進委員さんで、質疑がございましたらお願いいたします。

議長 ないようでありますので、これより意見聴取に入ります。

議長 計画案に異議のある場合は「番号と各要件」のうちどれが認められないのか、またその理由を述べてください。

議長 農業委員さん、推進委員さんでご意見ありますか。
ないようでありますので、議案第5号の13件は「異議なし」と認め、決定しました。
以上で審議案件は終了いたしました。

議長 次に、報告に移ります。
報告第4号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について報告件数1件、報告第5号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について報告件数3件について事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明。)

議長 この件についてご質問はございませんか。

議長 ないです。次に報告第6号「農地法第4条第1項第8号(2アール未満の届出)の規定による届出について」のNo.1について事務局の報告をお願いします。なお、この案件につきましては、須坂市農業委員会会議規則により、議席番号2番後藤文夫委員の退席をお願いします。
なお、報告後は着席を認めます。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明)

議長 この件について何かご質問はありませんか。
ないようでありますので、退席委員の着席を認めます。

議長 次に、次に報告第6号「農地法第4条第1項第8号(2アール未満の届出)の規定による届出について」のNo.2について事務局の報告をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明)

議長 この件について、何か質問はございませんか。

議長 ないようですので、次に、報告第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11号の規定による農地利用集積等促進計画策定の要請について」事務局の報告をお願いします。

事務局 (議案書に基づき朗読、説明)

議長 この件について何か質問はありますか。
ないようですので、以上で報告を終わります。
これをもって、5月総会を閉会といたします。ご苦勞様でした。

須坂市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により署名する。

令和7年5月30日

議 長

署名委員

署名委員